

## 消費生活情報かわらばん

特別号



## 海老名市消費生活センター

海老名市勝瀬 175 番地の 1 海老名市役所 1 階

☎ 046-292-1000

受付時間 9:00~16:30 (月~金)

海老名市消費生活センターは、市役所 1 階南側玄関のすぐ横にあります。平日、午前 9 時から午後 4 時 30 分まで、海老名市に在住・在勤の方を対象に相談を行なっております。

消費生活全般にわたるサービスや商品などの契約トラブル、多重債務(借金)などの相談をお受けしていますのでご利用ください。

## ★「クーリング・オフ」をご存知ですか★

**訪問販売など一定の場合に、無条件で契約を解除できる制度です。**期間は、**訪問販売・電話勧誘などは契約書面を受け取った日から 8 日間**です。期間が過ぎていても解約できる場合があります。詳しくはお尋ねください。

☆☆簡単・便利なクーリング・オフはがき作成用セットを配布しています。☆☆

## ★★クーリング・オフはがき作成用セット配布しています。★★

クーリング・オフをする際、実際に契約解除のはがきを作成しようと思うと、どのように書いたら良いのかなかかわからないものです。

このセットにははがきが 2 枚入っており、業者名や契約金額などの項目を埋めていくことで簡単に作成できるようになっています。

消費生活センターで配布していますので、是非ご利用ください。記入の仕方などもアドバイスしています。



解除はがき	解除はがき
解除書口へ 持参し料金を 返却する 解除書 解除書利用	<input type="text"/>
<住所欄>	
<あて名欄>	
(事業者名)	
(代表者名)	
	様

(はがき表)

【必須記入】	申込(契約)日	年	月	日
	商品等名称			
	商品等価格		円	
	事業者名			
	担当者氏名			
【必須記入】	上記日付の(申込を撤回)・(契約を解除)します。			
【選択記入】	上記日付の(申込を撤回)・(契約を解除)します。			
	□つぎまでは、支払い済みの円は返金していただき、□なお、商品は早急に引き取ってください。			
【必須記入】	年	月	日	(記入日)
(契約者)住所	〒			
(契約者)氏名				

(はがき裏)

## 見守り 新鮮情報

**事例1** 「マイナンバー制度の導入に伴い、**個人情報**を調査中である」と言って、女性が来訪し、**資産**や**保険の契約状況**などを聞かれた。本当に**行政機関**がそのような調査をしているのか。  
(60歳代 女性)

**事例2** 若い男性から「**マイナンバー**が順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きしたか」との電話があった。「まだしていない」と答えると、「**早く手続きをしないと刑事問題になる**かもしれない」と言われ、**不審**に思った。  
(70歳代 男性)



# マイナンバー制度に 便乗した詐欺に注意

## ひとこと 助言

上のよう  
なことは  
ありません

信じちゃダメ



見守るくん

- マイナンバーの通知や利用手続き等で、**国や自治体の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況等を聞くことはありません。**
  - 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。不審なメールは無視しましょう。
  - 万が一金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。
  - 少しでも不安を感じたら、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター等**にご相談ください(**消費者ホットライン188番**)。\*
- \*なお、「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度の問い合わせは、**マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 (無料)**で受け付けています。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第235号改訂特別号（2015年11月18日）発行：独立行政法人国民生活センター

※こうした注意喚起は「見守り新鮮情報」として、メールアドレスを登録された方に、国民生活センターより月2～3回配信しています。メールマガジンの登録は「国民生活センター 見守り情報」で検索して下さい。

海老名市消費生活センター

電話：(046) 292-1000